

女性・子どもを守る施策実施要綱の制定について

平成12年1月26日
岩生安第8号 警察本部長
岩警務第3号
岩刑事第7号

各 部 長
各 所 属 長

女性・子どもを守る施策実施要綱を別添のとおり制定し、平成12年1月26日から施行することとしたので、各所属においては、積極的に取り組むこととされたい。

別添

女性・子どもを守る施策実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、岩手県警察における女性・子どもを守る施策の実施について基本方針を定めるものとする。

第2 ボランティア、自治体等との連携による女性・子どもを守る施策の推進

1 女性・子どもに対する防犯指導の実施等

(1) 女性・子どもを対象とした地域安全情報の提供

地域住民に対し、地域における性犯罪、ひったくり、子どもに対する声掛け事案等女性・子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口等の地域安全情報を交番・駐在所の広報紙、地域安全ニュース等により提供するものとする。

(2) 女性・子どもを対象とした防犯指導の実施、防犯機器の貸与等

ア 女性・子どもが路上等において被害に遭い、又は遭うおそれがある際の対応方法や防犯ブザー、ホイッスル等の防犯機器の活用方法、「子ども110番の家」等の緊急避難所の利用方法、護身術等の指導に係る講習会を地域、職域、学校等を単位として実施するものとする。

イ 防犯ブザー、ホイッスル等の防犯機器を、警察署、交番、駐在所に配備し、夜間に帰宅する女性・子どもでその使用を希望する者に対して貸し出すなどの措置をとるよう努めるとともに、防犯協会に対し、これらの防犯機器の販売、貸出、配付等の事業の実施を働き掛けるものとする。

2 自主的防犯活動への支援

(1) 自主的な防犯パトロール活動に対する支援

防犯ボランティアによる自主的なパトロール活動に対し、地域安全情報の提供を含め適切な指導助言を行うとともに、警察官を同行しての合同パトロールの実施、防犯ボランティアの活動についての広報等により支援するものとする。

(2) 「子ども110番の家」に対する支援

「子ども110番の家」に対して、保護の要領、警察への通報等に関するマニュアルの配付、講習会の実施、地域安全情報の提供等を支援を行うものとする。

(3) 子ども発見ネットワークの構築

「子ども110番の家」、防犯ボランティア、商店、郵便局、新聞販売所等と連携して、子どもが行方不明になった場合に捜索及び発見活動を行うネットワークを地域ごとに構築するものとする。

3 安全・安心まちづくりの推進

自治体等と連携して防犯灯の設置等がなされた道路、公園を整備するなど、安全・安心まちづくりを推進するものとする。

第3 被害にあった女性・子どもへの支援等

1 つきまとい事案及び夫から妻への暴力事案に悩む女性の立場に立った対応の推進

(1) つきまとい事案及び夫から妻への暴力事案に対しては、次の方針で対応するものとする。

ア 刑罰法令に抵触する事案については、被害女性の意志を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講ずること。

イ 刑罰法令に抵触しない事案についても、事案に応じて、防犯指導、自治体の関係部局、弁護士等の他機関への紹介等の方法により適切な自衛策及び対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には、相手方に指導警告するなど、被害女性への支援を行うこと。

(2) 女性警察職員による被害相談体制の整備

女性警察職員を担当者とする「女性に対する暴力」対策係の警察署ごとの指名、「女性相談交番」及び鉄道警察隊における「女性被害相談所」の増設等、被害女性からの相談受理、他機関との連絡等を適切に行い得る体制を整備するものとする。

(3) 相談日の設定

女性・子どもに対する暴力等の相談については、通常勤務の中で相談を受けるほか、得に相談者の利便を図るため、「女性・子どものための相談の日」を設定するものとする。

(4) 被害女性の精神的被害の回復への支援

相談に係る事案につき検挙、指導警告等が実施された後であっても、被害女性が不安を訴えた場合などには、本部長が指名した被害者相談職員又は医師等の部外委嘱者によるカウンセリングの実施、「岩手県犯罪被害者対策連絡会」等を通じた関係機関・団体等との連携により、継続的に被害女性に対する精神的被害の回復に向けた支援を実施するものとする。

2 児童虐待に対する取組みの強化及び被害少年の保護

(1) 児童虐待に対する取組みの強化

ア 各種警察活動を通じて、児童虐待事案の早期発見に努めるとともに、関係部門間の緊密な連携により、組織としての認知情報の集約に努めるものとする。

イ 児童相談所等への通告を行うほか、児童相談所等の関係機関・団体等と連携を図りながら、少年サポートセンターが中心となって、被害児童の適切な保護に努めるものとする。

ウ 刑事事件として取り扱うべき事案については、適切に検挙措置を講ずるものとする。

(2) 被害少年の保護

犯罪等の被害に遭った少年の保護については、次の点に留意した取組みの一層の充実を図るものとする。

ア 少年の福祉を害する犯罪に対しては、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、刑法（明治40年法律第45号）等を適用し、厳正に対処すること。

イ 被害少年からの事情聴取に当たっては、事件の態様、被害少年の身体的及び精神的被害の状況を勘案して、女性警察職員等の適任者に担当させること。

ウ 被害少年に対しては、必要に応じ、少年の心理、生理その他少年の特性に関する知識や少年の取り扱いに関する技術を有する少年補導職員、少年サポートセンター職員等によるカウンセリング等の継続的支援を実施すること。

3 犯罪の被害にあった女性・子どもの支援

岩手県警察被害者対策要綱（平成8年7月12日付け岩警務発第40号、岩生安発第111号、岩刑事発第66号、岩交通発第82号、岩警備発第80号）に基づき、被害者への情報の提供、被害者の精神的被害の回復への支援等を、なお一層推進するものとする。

第4 資機材の整備等

防犯機器の普及、資機材の整備等必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年1月26日から施行する。